

鋪兵篇に、「每鋪置鋪丁五人」と見えるが、これらの鋪丁があつたことは、その至元二十八年の條及び元典章三十六驛站門の雜例目、蹉打船隻の條下に收めてある急遞鋪に關する規定の一つに、

鋪兵須ニ壯健善走者。不レ堪之人隨卽易換。

と記されてあるのを始め、諸處にその徵證の存するに反し、騎丁を用ゐたことは見えず、またもし騎丁を用ゐたとすれば、當然各鋪舍に養はれねばならぬ馬匹に關する規定が存すべき筈であるのに、余の知る限りこれに言及した記録も見當らない。オドリクが特に chidebeo 卽ち急遞鋪に歩丁 (runners) が常置せられたことを謂ひ、ロフ王の記事にも歩丁といふ語こそ用ゐされ、明らかに歩丁と解すべき敘述を有し、そうして騎丁のことを謂はないのは正しいと見なければならぬ。然らば急遞鋪には絶對に馬を用ゐなかつたかといふに、余の知る所では唯だ一種の記録にのみその使用を證すべき記事が存して居る。即ち前引元典章の蹉打船隻の條に提點官に對する治罪の條章を掲げ、

大德六年四月江西行省准ニ中書省咨一。兵部呈。承奉中書省劄付該。急遞鋪馬到。湖廣行省咨文。爲下薛闔  
千元帥殺<sup>カ</sup>虜人口<sup>シタルヲ</sup>。不公等事<sup>上</sup>。磨擦損壞<sup>セリ</sup>。仰挨究施行<sup>セヨト</sup>。承レ此云々。(編者注。陳垣校補馬作遞)

と記されて居るものである。こゝに明らかに急遞鋪馬と記されてある以上は、少くとも大德六年頃には急遞鋪にも馬を用ゐて遞傳したものがあつたことを否定する譯には行くまい。併しながら急遞鋪が歩丁によつて文書の遞傳に從事したことは、上に述べたやうな次第で疑無いとすれば、かく急遞鋪馬を用いたことは寧ろ例外の場合と認めるか、もしくは大德の頃に至つて南方の地に於てのみ馬遞の方法によつたと見るかの外あるまい。元史急遞鋪兵篇に